



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月15日金曜日 第1601号外1

◇ 目 次 ◇

西条市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例.....	1
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例...	2
愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県薬事審議会条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する 条例.....	3
愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の 数に関する条例の一部を改正する条例.....	4

条 例

○愛媛県条例第34号

西条市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

西条市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所条例(昭和25年愛媛県条例第39号)

の一部を次のように改正する。

別表愛媛県西条家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削る。

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正)

第2条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和29年愛媛県条例第26号)

の一部を次のように改正する。

別表愛媛県西条警察署の項位置の欄中「西条市」を「西条市新田」に改め、同項管轄区域の欄中「一円」を「のうち愛媛県東予警察署及び愛媛県今治警察署の管轄区域を除く区域」に改め、「周桑郡小松町のうち大字石鎚(字戸石、字湯浪、字途中の川を除く。)」を削り、同表愛媛県東予警察署の項位置の欄中「東予市」を「西条市壬生川」に改め、同項管轄区域の欄を次のように改める。

西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津(東予集団施設地区を除く。)、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町(石鎚(字戸石、字湯浪及び字途中の川を除く。))を除く。)

別表愛媛県今治警察署の項管轄区域の欄中「東予市河原津」を「西条市河原津」に改める。

(愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和33年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表西条中央地域農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削る。

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県養鶏試験場の項目的の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項位置の欄中「東予市」を「西条市」に改める。

別表第2愛媛県東予児童相談所の項所轄区域の欄中「東予市」及び「周桑郡」を削り、同表愛媛県西条中央保健所の項同欄中「東予市及び周桑郡」を削り、同表西条中小企業労働相談所の項同欄中「東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削り、同表愛媛県西条家畜保健衛生所の項同欄中「東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削る。

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

第5条 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表周桑郡の項を削る。

(愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号の表愛媛県壬生川地区土地造成事業の項位置の欄中「東予市」を「西条市」に改める。

(愛媛県公害防止条例の一部改正)

第7条 愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1 3の項区域の欄中「西条市」を「及び西条市」に、「港新地」を「港」に、「神拝甲、神拝乙」を「神拝」に、「古川甲、古川乙」を「古川」に、「中西」を「中西」に、「洲之内甲、洲之内乙」を「洲之内」に、「檜ノ木」を「檜木」に、「及び氷見丙に限る。)、東予市(河之内及び黒谷を除く。)、周桑郡小松町」を「氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町」に、「及び周桑郡丹原町」を「並びに丹原町」に改め、「石経に限る。)」の下に「に限る。)」を加える。

別表第3(1)の表地域の欄中「、東予市、」を「及び」に改め、「、小松町及び丹原町」を削る。

(愛媛県保健所設置条例の一部改正)

第8条 愛媛県保健所設置条例(昭和51年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の表愛媛県西条中央保健所の項所管区域の欄中「、東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削る。

(愛媛県地方局設置条例の一部改正)

第9条 愛媛県地方局設置条例(昭和55年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表西条地方局の項所管区域の欄中「、東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削る。

(愛媛県児童相談所設置条例の一部改正)

第10条 愛媛県児童相談所設置条例(平成12年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県東予児童相談所の項所管区域の欄中「、東予市」及び「、周桑郡」を削る。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

○愛媛県条例第35号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表30の項事務の欄第2号中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改め、同表32の項同欄第2号中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に改め、同項同欄第3号中「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改め、同表40の項同欄中「医療用具」を「第6号から第9号まで及び第11号の事務については、医療機器」に改め、同項同欄第1号中「届出の受理」を「高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可」に改め、同項同欄第7号を同項同欄第18号とし、同項同欄第6号中「停止命令」を「許可の取消し等」に改め、同号を同項同欄第11号とし、同号の次に次の6号を加える。

(12) 法第76条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会への付与に関する事務

(13) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第44条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付に関する事務

(14) 政令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付に関する事務

(15) 政令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器

等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付に関する事務
(16) 政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の受理に関する事務

(17) 政令第48条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳の備付けに関する事務

別表40の項事務の欄第5号中「第72条第2項」を「第72条第4項」に改め、「基づく」の下に「構造設備の」を加え、同号を同項同欄第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 法第72条の3の規定に基づく業務運営改善等の措置命令に関する事務

(10) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の管理者の変更命令に関する事務

別表40の項事務の欄第4号中「第70条」を「第70条第1項」に、「措置命令等」を「廃棄等の措置命令」に改め、同号を同項同欄第7号とし、同項同欄第3号を同項同欄第6号とし、同項同欄第2号中「第40条」を「第40条第1項」に改め、「基づく」の下に「高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の」を加え、同号を同項同欄第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務

別表40の項事務の欄第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新に関する事務

(3) 法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事務

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表30の項及び32の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定に基づき行うことができる同法第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の許可の手續に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

○愛媛県条例第36号

愛媛県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例

愛媛県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

附 則

この条例は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県薬事審議会条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県薬事審議会条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

（愛媛県薬事審議会条例の一部改正）

第1条 愛媛県薬事審議会条例（昭和38年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第2条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の表72の項事務の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同表73の項同欄中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同表79の項の次に次のように加える。

79の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	29,000円
79の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	11,000円

別表2の表80の項事務の欄中「第3条第1項」を「第45条第1項」に改め、「販売業の許可証」の下に「、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項名称の欄中「医薬品販売業許可証」の下に「、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同表81の項事務の欄中「第4条第1項」を「第46条第1項」に改め、「販売業の許可証」の下に「、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加え、同項名称の欄中「医薬品販売業許可証」の下に「、高度管理医療機

器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」を加える。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
（高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の準備手続に係る手数料の徴収）
- この条例の施行前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第2項の規定に基づき行うことができる同法第2条の規定による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査については、1件につき29,000円の手数を徴収する。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県手数料条例（以下「改正後の手数料条例」という。）第3条から第5条まで及び第8条の規定は、前項の手数料について準用する。
- 附則第2項の規定に基づき手数料を徴収した場合には、改正後の手数料条例別表2の表79の2の項の規定にかかわらず、同項の手数料は、徴収しない。

○愛媛県条例第39号

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県地方障害者施策推進協議会条例（平成6年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第3項」を「第24条第3項」に改める。

第2条 愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第3項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第40号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保全」の下に「並びに保安」を加える。

第4条の次に次の2条を加える。

（制限区域）

第4条の2 何人も、制限区域（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条（同法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県が管理する国際水域施設（同法第2条第4項に規定する国際水域施設をいう。）において立入りを制限する必要があると認めて知事が設定した区域をいう。以下同じ。）内に、正当な理由なく立ち入ってはならない。

2 知事は、制限区域を設定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 制限区域の設定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、制限区域の解除及び変更について準用する。

（入出港の届出）

第4条の3 船舶（総トン数20トン未満の日本船舶その他の規則で定める船舶を除く。）が、県が管理する港湾に入港したとき、又は当該港湾から出港しようとするときは、当該船舶の船長は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

第15条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 第4条の3の規定に基づく入出港の届出の受理に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の次に2号を加える改正規定（第4条の3に係る部分に限る。）及び第15条第3号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2小松高等学校の項位置の欄中「周桑郡小松町」を「西条市」に改め、同表東予高等学校の項同欄中「東予市」を「西条市」に改め、同表丹原高等学校の項同欄中「周桑郡丹原町」を「西条市」に改め、同表大島高等学校の項及び大三島高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別表2大島高等学校の項及び大三島高等学校の項を削る改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第42号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表周桑郡選挙区の項を削り、同表西条市選挙区の項議員数の欄中「2人」を「4人」に改め、同表東予市選挙区の項を削る。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。